

平成 29 年度（2017 年度）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業計画

基本方針：

障害者権利条約の採択から我が国が条約に批准するまでの間、日身連は、国の主だった障害分野の審議会や委員会、検討会等の構成員として参加し、他の障害者団体等とともに協議検討し、改正障害者基本法をはじめとする障害関連の法制度の制定改正に関わってきた。特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会実現のために設置された「ユニバーサルデザイン 2020 関係府省庁等連絡会議」の構成員としての役割を担い、引き続き、公共施設や交通インフラのユニバーサルデザイン化と心のバリアフリーが推進されるよう施策実行に向け、国への提言等に努めるとともに、日身連の事業活動として取り組んでいく。

また、昨年、障害者権利条約政府報告が国連障害者権利委員会に提出され、いよいよ日身連はじめ、日本障害フォーラムを構成する団体間でパラレルレポート作成の必要性から学習会を始めているが、今年は、国連権利委員会では他国の審査の傍聴を含め、連携した活動を進めていく。

その一方で、災害時における障害者支援についても、過去の経験を教訓とし、被災地域の加盟団体はじめ、全国の加盟団体と連携し、ネットワークの構築を含め、地域生活の環境整備について国等への働きかけに努めていく。

社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人に求められる役割を果たし、地域社会に貢献できるよう、日身連の組織体制の強化と財政面の安定を図っていく。

この基本方針を踏まえ、以下のとおり、平成 29 年度における事業を実施し、日身連ならびに加盟団体の活動の強化の充実を図る。

日身連の主な事業：

1. 『第 62 回日本身体障害者福祉大会ぎふ清流大会』の開催

日身連ならびに岐阜県身体障害者福祉協会主催により全国から約 3 千人の会員参加者を迎え、岐阜メモリアルセンター・で愛ドーム（岐阜県岐阜市）等において、平成 29 年 5 月 30 日（火）、31 日（水）の 2 日間にわたり全国大会を開催する。大会初日は政策協議（講演およびシンポジウム）や施設見学（岐阜県福祉友愛プール）等、2 日目は議事（大会決議、大会宣言等）および功績のあった会員への日身連会長表彰等大会式典を盛大に行う。

2. 国および政党等に対する要請行動および審議会等への積極的参画

(1) 障害者権利条約を反映した障害者施策の着実な実施にむけ、引き続き、内閣府障

害者政策委員会や厚生労働省社会保障審議会障害者部会をはじめとする、委員として参加している府省庁の委員会や検討会等においては、意見具申に努めるとともに、会議の動向や障害者施策等については、加盟団体と情報の共有を図る。

- (2) 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催にむけ、現在、府省庁や組織委員会等関係機関で行われている委員会等において委員として検討に参加するとともに、障害当事者団体としての提案提言に努める。
- (3) 国に対する『日身連要望事項』については、要望事項の実現をめざし、日身連障害者施策等に関する検討委員会を中心にブロックにおける要望事項の取りまとめ方の検討を行う。文書回答を得た要望事項については、従前通り、冊子を作成して各加盟団体へ報告する。また、要望事項のうち緊要な要望については、正副会長会や施策検討委員会と連携し、要請行動を含め、取り組む。
- (4) 緊急を要する事項については、迅速かつ適切に対応ができるように会長を中心に取り組んでいく。なお、継続して要望活動を行っている事項（心身障害者用低料第三種郵便物制度の要件問題）については、日本障害フォーラム（JDF）、全国障害者団体定期刊行物協会連合会と連携し、一日も早い解決に向け、総務省、厚生労働省、郵便事業株式会社との協議交渉を行う。
- (5) そのほか、内閣府、厚生労働省および国土交通省等の委員会や研究会や民間事業者等からのアンケート調査等にも協力するなど、障害者施策の促進と障害理解にむけ取り組んでいく。

3. 災害時における支援等について

- (1) 災害時における避難および支援体制等に関する課題解消にむけた障害者の意見や要望が、着実に反映され効果的なものとなるよう、引き続き、国および政党に対して意見や要望を行っていく。さらに、災害時における日身連・加盟団体間でのネットワークの仕組み等の検討を進めるほか、必要な情報提供に努める。
- (2) また、過去の災害時における障害者の経験等を通してみえる諸課題や好事例を把握して、合理的配慮の提供を含めた課題解消の促進にむけ社会に発信する。（消費生活協同組合助成事業）

4. 中央障害者社会参加推進センター事業の拡充

- (1) 障害者の人権保障や障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供に関する理解促進にむけ周知啓発に努める。
- (2) 障害者の権利擁護事業を目的とする障害者110番事業については、相談事業担当者のスキルアップにむけた研修のほか最新情報の提供や意見交換、交流の場のための研修会を東京都内において開催する。
- (3) 障害者の社会参加の促進にむけた意見交換や交流を目的に、中央障害者団体および学識経験者等で構成される中央障害者社会参加推進協議会（14団体）および中

中央障害者社会参加推進協議会部会（11 団体）合同委員会を東京都内において開催し、事業の拡充に努める。

- (4) そのほか、中央ならびに地方障害者社会参加推進センター事業のネットワークの強化とともに、事業の活性化を図る。

5. 障害者相談支援事業の充実

- (1) 障害者相談員のスキルアップや情報交換の場の提供は、個々の相談活動を支援する上で重要であり、6 ブロックで開催する障害者相談員研修会への助成と、府省庁等からの講師派遣を行い事業の向上に努める。そのほか、加盟団体が開催する研修会への講師派遣についても依頼にもとづき協力する。
- (2) 身体障害者相談員全国連絡協議会会員にむけた会報（年 1 回）を発行し、相談活動の一層の向上にむけて障害関連の制度や日身連の活動の情報提供に努める。
- (3) 障害者相談員の活動や障害者相互の連携、支援活動に支障をきたしている「個人情報保護」（行政が収集管理）の開示にかかる問題については、加盟団体からの情報提供をもとに、身体障害者相談員活動の活性化に向け、課題解消にむけて正副会長会や同施策検討委員会において取り組む。

6. 障害者差別解消法の周知啓発の促進

- (1) 障害者差別解消法が広く社会に認知され、合理的配慮の提供について理解が深まるよう、加盟団体および関係団体、行政機関等と連携し事業活動に取り組む。
- (2) また、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（ユニバーサルデザイン 2020 閣僚会議決議）が施策に実現されるよう、参加している府省庁の委員会等において、提案や提言に努める。
- (3) 障害者差別禁止条例が全国の自治体で成立されるよう、引き続き、加盟団体等の要望を踏まえ取り組んでいく。

7. 日身連の基盤強化

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人として社会貢献に努めるとともに、障害者施策の促進にむけた活動を円滑に行うため、日身連の組織体制の強化と財政の安定化を目指し取り組んでいく。

(1) 財政基盤の強化

日身連の最重要課題として、引き続き、理事会ならびに評議員会での意見や提案を踏まえながら、安定的な収入源の確保にむけて検討を行っていく。

(2) 政策体制の強化

府省庁の審議会や委員会等で検討されている事案や 2020 年に向けたバリアフリー関連の事柄について適切に対応できるよう、加盟団体等や関係団体等と連携を図り、情報共有に努めていく。

8. ホームページおよび機関紙の充実

ホームページを一新し、日身連の活動を広く周知するよう努めているところだが、さらに多くの読者が獲得できるよう、内容の充実に努めていく。

また、毎月8千部発行している機関紙『日身連』についても、国等における障害関連の動きをあますことなく伝えるとともに、日身連の活動内容や加盟団体の活動（障害者週間の行事紹介やその他関連記事）紹介等、紙面の充実に図り、賛助会員の入会促進に努める。

9. その他の関連事業

(1) 日本障害フォーラム（JDF・代表：阿部一彦）関連事業

JDFの活動に連携協力し、国内外の障害者関連の諸課題に取り組んでいく。また、障害者権利条約の平行レポート作成の準備にはいることから、国連障害者権利委員会の審議過程を注視するとともに、JDFの中核的存在の役割を果たしていく。

(2) 全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会関連事業

障害分野に関するさまざまな課題や検討事項等について、障害関係団体連絡協議会内でしっかり取り組めるよう、協議会の取りまとめ役として協議会の発展のために努める。